

5-67 側方反射器

5-67-1 装備要件

次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。（保安基準第35条の2第1項）

- ① 長さが6mを超える普通自動車
- ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車
- ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車
- ④ ポール・トレーラ

5-67-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第204条第5項関係）

- ① 側方反射器は、夜間にその側方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。
- ② 側方反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。
- ③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものにあっては、赤色であってもよい。
- ④ 側方反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる側方反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第204条第6項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

5-67-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第35条の2第5項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第204条第7項関係）

- ① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

- ② 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方 45° の平面及び後方 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

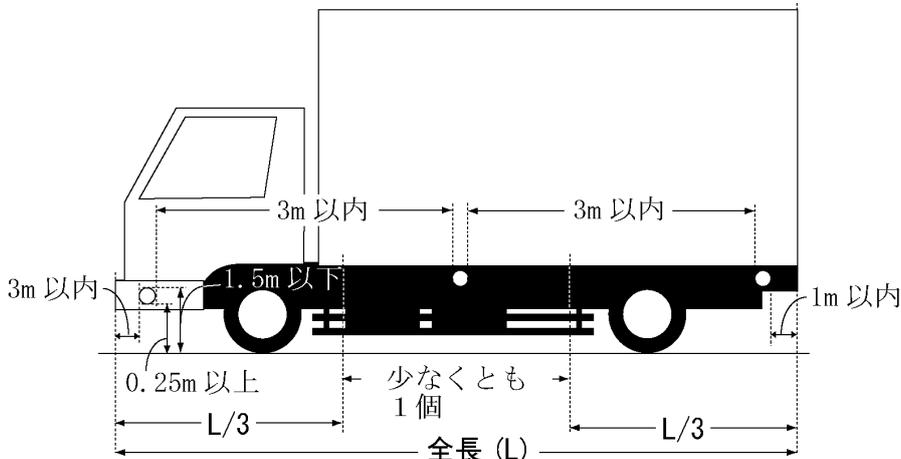
ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- ③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、5-66-3(1)②から⑧までの基準に準じたものであること。

ただし、5-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが 6m を超える自動車

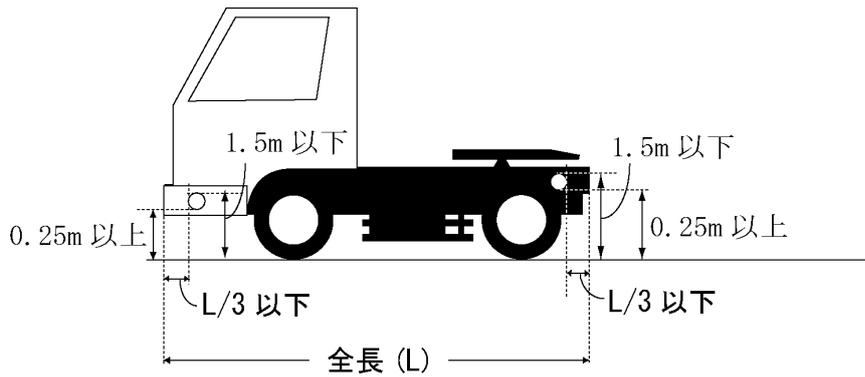
(参考図)



(編注：前後の側方灯の内側が基点となる。)

長さが 6m 以下の自動車

(参考図)



- ④ その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取り付けられていること。
 - ⑤ 側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-67-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。
- (2) 次に掲げる側方反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 8 項関係)
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器

5-67-4 適用関係の整理

4-67-4 の規定を適用する。